

令和 7 年 9 月 2 日
子ども・若者支援課

課題共有会議及び部会の設置について（案）

1 課題共有会議の開催

各附属機関の課題を共有し、子どもの権利委員会の調査テーマ等を検討する際の参考とするため、以下の通り開催する。

（１）開催方法

子どもの権利委員会の開催日程の間に非公開で開催する（年 2 回程度）。

（２）構成員

①子どもの権利委員会の学識経験者委員

②各附属機関の代表者

・「世田谷区子どもの権利擁護機関（せたホッと）」

・「児童福祉審議会」

・「子ども・若者・子育て会議」

2 調査・検討部会の設置

区の施策における子どもの権利の保障状況について、ヒアリング調査の実施等を行うため、子どもの権利委員会本会の元に調査・検討部会を設置する。

（１）開催方法

子どもの権利委員会の開催日程の間に非公開で開催する（年 5 ～ 1 0 回程度）。

（２）構成員

子どもの権利委員会委員長の指名する委員をもって組織する。